

別紙 ①

【収入に関する証明書について】

「収入に関する証明書」は下記の表に記載のものをいいます。該当する証明書を提出してください。

(収入に関する証明書についてはコピーでも可)

※『課税証明書』の場合は、「課税標準額(課税総所得金額)」、「調整控除額」が記載されたものを提出してください。

※『特別徴収税額の決定・変更通知書』の場合、「調整控除額」は、「税額控除額」に含まれた形で記載されます。「調整控除額」確認のため、追加で「調整控除額」の記載がある『課税証明書』の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

保護者の職業形態		申込みに必要な書類※
1	給与収入の方 (サラリーマンなど)	◎ 「令和5年度市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」 注) 5月下旬から6月上旬に勤務先から交付されるものです。 ※別紙②【収入に関する証明書の見本】見本A参照
2	給与収入以外の方 (自営業者など)	◎ 「令和5年度市(町村)民税・府民税納税通知書兼税額決定(充当)通知書」 注) 6月中に市町村の税務担当課から送付されるものです。 お住まいの地域により、非課税の方には送付されていない場合があります。 ※別紙②【収入に関する証明書の見本】見本B参照
3	・上記1及び2の証明書が提出できない方 ・住民税が非課税等の方	◎ 「令和5年度市(町村)民税・府民税課税証明書」 市区町村の窓口で交付を受けてください。 (市区町村により証明書の名称が異なります。) ※別紙②【収入に関する証明書の見本】見本C参照
4	生活保護世帯の方	◎ 「生活保護受給(適用)証明書」(発行から3カ月以内の証明書) 住所地の市区町村福祉事務所等で交付を受けてください。 注) 証明書には、生徒氏名および保護者(父母等)氏名の記載が必要です。

※注意※	- 源泉徴収票、確定申告書、非課税通知書等は、証明書として使用できません。 - 保護者全員の証明書を提出してください。 (ただし、上記1～3の証明書において、扶養親族該当区分の控除対象配偶者欄に「*」「★」「1」「有」が記載されている場合は、配偶者の証明書は不要です。) - 上記1、2の両方の収入がある方は、両方の証明書を提出してください。
------	---

次の事情に該当する場合は、上記証明書に加えて、以下の書類が必要です。

事情内容	■ひとり親家庭の場合 上記の証明書でひとり親が確認できない場合 (本人該当区分の寡婦・ひとり親欄に*印や★印等が記載されていない場合)	◎ 「ひとり親家庭医療証」のコピー 又は 続柄を表示した世帯全員の住民票の原本 (原本・発行から3ヶ月以内)
	■海外勤務などで、住民税が非課税の場合	◎ 令和4年中の給与支払証明書 (育英会が指定する様式)
	■解雇等による失職・転職、その他著しい収入減が見込まれる場合	◎ 申込時から1年以内に交付された「雇用保険受給資格者証」又は「離職票(証明)」のコピー ◎ 退職日までの源泉徴収票 ◎ 今年中(令和5年中)の収入見込み証明書等